

七飯町 第26号 農業委員会だより



■ 鳴川 宮田果樹園(ぶどう) ■

農業委員会総会で
決まったことを
お知らせします

第9回 令和6年2月27日

- ・令和6年1月16日ないし令和6年2月5日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 6件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 1件(可決)
- ・農地法第4条の規定による許可申請について(農委許可) 1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 5件(可決)
- ・土地の現況証明願について 1件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について 1件(可決)
- ・令和6年2月19日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 11件(可決)
- ・土地の現況証明願について 4件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について 1件(可決)

第11回 令和6年4月25日

- ・令和6年4月9日ないし令和6年4月17日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 5件(可決)
- ・農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可) 1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(地役権設定) 7件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 4件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 12件(可決)
- ・土地の現況証明願について 5件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について 5件(可決)

第14回 令和6年7月25日

- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(地役権設定) 7件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 2件(可決)
- ・土地の現況証明願について 3件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について 1件(可決)

第12回 令和6年5月27日

- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 3件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 5件(可決)
- ・土地の現況証明願について 5件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について 5件(可決)

第13回 令和6年6月25日

- ・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 5件(可決)
- ・土地の現況証明願について 8件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について 1件(可決)

第16回 令和6年8月27日

- ・令和6年7月26日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 2件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 2件(可決)
- ・土地の現況証明願について 3件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について 1件(可決)

農地は一度耕作をやめ
数年経てば、原形が
分からないほどに
荒れてしまします。

所有農地を耕作・管理できない場合には、あっせん申出や機械の活用等、他の農業者との売買や賃貸借をマッチングさせる方法がありますので、農業委員会事務局まで相談下さい。

あっせん情報 (令和6年8月時点)

■買りたい	知田 2件	大沼町 8件	上軍川 3件	仁山 2件	大沼町 16件	上軍川 2件	仁山 1件	大沼町 1件	上軍川 1件	仁山 1件
■借りたい	知田 2件	大沼町 2件	上軍川 2件	仁山 2件	大沼町 1件	上軍川 1件	仁山 1件	大沼町 1件	上軍川 1件	仁山 1件
■買したい	知田 2件	大沼町 2件	上軍川 2件	仁山 2件	大沼町 16件	上軍川 2件	仁山 1件	大沼町 1件	上軍川 1件	仁山 1件
■借りたい	知田 2件	大沼町 2件	上軍川 2件	仁山 2件	大沼町 1件	上軍川 1件	仁山 1件	大沼町 1件	上軍川 1件	仁山 1件

6つのポイント

一人ひとりの農業者を応援する
農業者年金

1. 農業者なら広く加入できる
2. 積立方式・確定拠出型で安定した年金財源
3. 保険料の国庫補助あり
4. 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができる
5. 社会保険料控除など税制面での優遇措置
6. 終身年金(早く亡くなっても80歳までの分は保証付き)

詳しくは
農業委員会・JA新はこだて七飯
基幹支店までどうぞ

農地の売買・賃貸借の場合には、農業委員会へご相談ください

農地の売買・贈与・賃貸借などをとする場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要ですが、この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。なお、農地の売買・賃貸については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会までお問い合わせください。

※相対取引の場合、後々トラブルの基になる恐れがありますので、農業委員会の積極的な活用をお願いいたします。

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月1回開催されます。

総会名	開催日	開催場所	許可申請等締切日	現況調査
第18回	令和6年11月25日(月)	農業委員会会議室	11月11日(月)	11月18日(月)
第19回	令和6年12月20日(金)	〃	12月6日(金)	12月13日(金)
第20回	令和7年1月24日(金)	〃	1月10日(金)	1月17日(金)
第21回	令和7年2月26日(水)	〃	2月12日(水)	2月19日(水)
第22回	令和7年3月25日(火)	〃	3月11日(火)	3月18日(火)

※日程は都合により変更となる場合があります。最新情報は農業委員会事務局(☎65-2519)までお問い合わせください。

農業委員会
総会開催予定

「農地パトロール」(農地利用状況調査)の実施!

令和6年8月1日〜20日、5日〜6日 町内一円

本年度も8月をパトロール月間に設定し、遊休農地や農地の違反転用の実態を更に詳しく把握するため、農地の利用状況を確認しました。

農業委員会では、農地の効率的利用と遊休化解消を図るため、年一回農地の「利用状況調査」を実施しています。この調査で、遊休農地や違反転用地の所在等を確認しています。

今後より適切な農地利用のお願いや指導などに取り組んでいきます。また、利用状況調査の結果、耕作されていないように見受けられた農地の所有者に対しては、「利用意向調査」を行い(文書で発送)、今後の利用意向について、確認してまいりますので、農地所有者皆様のご理解・ご協力をお願い致します。



委員の声



農業委員 小澤 大栄 委員

農に生きる

「永遠の十七歳」自分はいままで若いつもりでいましたが、いつの間にか五十歳。戦国時代であればとくにあの世に旅立っている年齢です。時が経つのはあっという間で、自分の人生を振り返ると後悔と反省の繰り返しで、今もなおその渦中にいます。毎年の農作業もトライアンドエラーの繰り返しで完結する年はいまだかつてありません。農業は難しいと毎年感じています。たぶん生涯を終えるまで、試行錯誤を繰り返していくのだらうと思います。でも、それでいいんだと思います。それだけ農業は奥深く興味深い職業だと思っています。それは売り上げ等の金銭面だけではなく、体を使い頭を使い食料を作るという生物としての人間らしい生き方そのものだと思うからです。これからも農耕民族として生きていきたいと思

推進委員の声



推進委員 後藤 宏之 推進委員

経営移譲

今年、後継者である次女の夫に農業経営を移譲しました。義理の息子であることから、会社にして受け継ぐことにはしたのです。

昨今の農業は資材高騰や年々上昇する人件費、また電気、水道、ガソリンなどの光熱費の値上げなど、経費の圧迫が経営をとても厳しい状況にしております。また猛暑や大雨、時には乾燥など気候状況も特に厳しくなり、それでも娘夫婦は良い作物をより多く収穫できるように日々努力して頑張っております。

私も高齢になり体力も衰えてきたのですが、そんな娘夫婦の力になるよう微力ながらも力を合せて、これからの農業に立ち向かってもらいたいと願っております。

お願いです!

農地の保全管理について

耕作放棄地・遊休農地などで管理が放棄され、雑草が繁茂している箇所が多く見受けられます。このような状況を一因に、周辺環境への影響や害虫の発生による農作物の被害の拡大、枯死による火災の発生等が懸念されます。個々が所有する農地については、自らの責任において管理(除草)することなどが義務付けられておりますので、周辺農地の迷惑とならないよう、草刈り等の実施をお願いします。また近年、突発的な集中豪雨などが増えておりますが、農地からの土砂流出による事故等の発生に備え、農家の皆さんは次のことにご留意願います。

- 傾斜のある畑では、横うね耕作や下側に素掘りを掘るなど、直接道路などへ土が流出しないよう努めましょう。
 - 道路境界近くまで作付けし、豪雨時には近路に土砂が流出している畑が散見されますので、適正な管理に努めましょう。
 - 長い畑では、適当なところで水切りを行いましょう。
 - 水切り路の泥上げやゴミ等の取り除きについても適時適切に行いましょう。
- ※管理責任等に過失や瑕疵等があることが、賠償請求等が要求される場合があります。以上の点について十分留意のうえ、適正な農地管理をお願いします。

令和7年度から農地の売買・賃借の手續きが変わります。

関係法令の改正による地域計画の策定に伴い、令和7年4月1日より、農地の売買・賃借が農地中間管理機構(農業公社)が間に立った契約に変更となります。

大きな変更点として売買の際に所有者の方は購入価格の2%、購入者の方は購入価格の1%の手数料が発生するようになります。賃借については、現状手数料は発生しませんが、売買・賃借ともに今後の公社の状況により手数料の金額に変更が生じる可能性があります。

また、農地の売買について、農地法第3条以外は農業委員会が登記手續きを行っていましたが、令和7年度からは農業公社が手續きを行います。そのため、売買に先立って住所変更登記などが必要な場合は、事前に土地所有者が行う必要があります。(法人の場合も同様です)

また、農地転用につきましても、地域計画の変更協議が必要となるため、現状より時間がかかる可能性があります。

必要書類、契約の所要時間等、詳細が分かりましたら改めてお知らせさせていただきます。



遊休農地とは

農地法で定義されている用語で、次のいずれかに該当するものです。

- 現在、耕作目的で利用されておらず、今後も利用される見込みがない農地
- 農業上の利用が、その周辺地域の農地利用に比べて著しく劣ると判断できる農地

農地転用等

農地法第4条・5条に基づく手續き

ユウソク

農地を転用する場合は許可又は届出が必要です

耕作道や作業場所として利用するために農地の一部へ砂利を入れたり、農業用倉庫や仮設事務所を設置する等、農地を耕作以外の目的で使用する場合には、事前に農業委員会の許可が必要です。また、土地改良目的のために農地へ客土を入れる場合にも事前に届出等が必要になります。

農地法第4条と5条の違いについて

農地法第4条とは、所有者自身が転用する場合で、農地転用の許可申請は所有者が自ら行います。

農地法第5条とは、所有者以外の方が転用して、所有者又は賃貸借権の権利を移転・設定します。

手續きの流れ

農地転用については、それぞれの申請を農業委員会総会で審議した後に、道に諮問し、その結果を踏まえて農業委員会で決定します。なお、仮設事務所の設置等、農地以外の目的で農地を一時的に使用する場合にも(一時転用の)許可が必要です。

定する場合のことで、申請者が転用する方(転用事業者)と所有者が連署して行います。

※農地法第4条・第5条ともに、行政書士の方へ書類の作成及び申請を依頼することは可能です。

※市街化区域内の農地を転用する場合には、農地転用の許可申請ではなく、事前に農業委員会へ届出が必要です。

※農地転用の許可ができるかどうかは、事業内容や農地の場所によっても異なります。申請方法等ご不明な点等ございましたら、お近くの委員又は事務局までお問い合わせ下さい。

(お知らせ) 全国農業新聞の購読について

~暮らしと経営に活きる情報毎週金曜日にお届けします~

全国農業新聞は、農業者の公的代表的機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。

◆毎週金曜 発行
◆購読料は 月額700円(年間8,400円)

※購読の申込み手續きなど、詳しくは農業委員会事務局(☎65-2519)までお気軽にお問い合わせください。

★編集・発行：七飯町農業委員会事務局(役場内)
〒041-1192 七飯町本町6丁目1番1号
電話番号：65-2519

★編集委員
澤田 雄一/松田 永/青山 誠/宮本 猛